

滋賀県高島市安曇川における モデル事業の実施について

環境省

1

令和6年度以降の対応

1. 住居周辺の大規模繁殖地におけるモデル事業の実施（R6～R7）

- 琵琶湖周辺の大規模繁殖地での効果的な捕獲手法を確立するモデル事業の実施
- 事業によって琵琶湖におけるカワウの個体数を減少

対象：住居周辺に位置する安曇川流域のカワウコロニー
 目的：水産業被害、生活環境被害の低減のため
 体制：環境省が滋賀県に施行委任し、県が地元の市や警察と連携
 課題：以下の点から高度な技術が必要。

- ・銃器の発射地点や発射角度を厳密に管理
- ・カワウコロニーを他地域に分散させずに捕獲



2. 住居周辺において銃器を用いた捕獲を行うための条件や判断基準の周知（R7）

- 滋賀県の事業を参考に、得られたノウハウを整理し、特にカワウを対象に住居周辺において銃器を用いた捕獲を行うためのマニュアルを作成

2

令和6年度以降の対応

1. 住居周辺の大規模繁殖地におけるモデル事業の結果

○捕獲実績（R6）

銃器捕獲実施日の結果

実施日			射手 人数	作業 時間	射撃 時間	発砲状況		捕獲数			
						使用 弾数	射撃数	合計	内訳		
									成鳥	幼鳥	雛
1	捕獲	5月18日	2	12:47	6:43	577	520	388	387	0	1
2	捕獲	5月26日	2	12:23	7:04	604	537	438	433	0	5
3	捕獲	6月1日	2	12:10	6:58	534	485	399	389	4	6
4	捕獲	6月8日	2	12:13	7:21	434	372	318	260	23	35
5	捕獲	6月15日	2	12:20	7:20	498	424	362	218	131	13
6	捕獲	7月7日	2	12:15	7:00	511	455	384	148	217	19
合計			12	74:08	42:26	3,158	2,793	2,289	1,835	375	79

※R5年度捕獲数：2471羽（うち成鳥1869羽）

3

令和6年度以降の対応

2. 住居周辺において銃猟を行うための条件や判断基準の周知（準備中）

事業の流れ

①銃器以外の対策の検討・実施

②-1計画（事前調整）

②-2計画（保安上の主な留意点）

②-3計画（カワウの分散対策）

③周知・確認

④捕獲の実施

4

令和 6 年度以降の対応

2. 住居周辺において銃猟を行うための条件や判断基準の周知（準備中）

①銃器以外の対策の検討・実施

☑集落近辺ではまず捕獲以外の対策によって被害軽減ができないか検討

＜被害軽減策の例＞

- ・被害防除対策（追い払いや営巣妨害等）
- ・繁殖抑制

安曇川コロニーでは、2020～2023年に、

- ・ドローンを利用した「ビニルひも張り」による営巣妨害
- ・音と光を発生する「防除機」による追い払い
- ・「ドライアイス投入」による孵化抑制

を実施したがいずれも効果は限定的

⇒銃器による捕獲を検討

5

令和 6 年度以降の対応

2. 住居周辺において銃猟を行うための条件や判断基準の周知（準備中）

②-1計画（事前調整）

☑捕獲事業の計画を策定する際は多様な主体と協議し、許可や承諾を得る

＜協議すべき主体の例＞

- ・地元自治体
- ・道路管理者
- ・土地管理者
- ・河川管理者
- ・警察
- ・都道府県の鳥獣保護管理部局
- ・内水面漁業協同組合
- ・猟友会
- ・地域住民（自治会等）

☑各主体の意見を踏まえて計画を修正することを前提に前もって調整を進める

6

令和 6 年度以降の対応

2. 住居周辺において銃猟を行うための条件や判断基準の周知（準備中）

②-2計画（保安上の主な留意点）

☐住居集合地域等では銃器を用いた捕獲をしない。（鳥獣保護管理法によって規制）

＜住居集合地域等での銃猟を避けるポイント＞

- ・住居が混在しない山野や田畑等において銃猟を行う。
- ・広場等の不特定多数の者が集合する場所を避ける。
- ・一時的に催し等で多数の者が集合する場所も避ける。

☐日の出前、日没後に銃器を用いた捕獲をしない。

- ・捕獲実施日ごとに日の出・日没の時刻を確認し、捕獲を行う時間帯を決定



☐建物や人等（※）に向かって銃器を用いた捕獲をしない。（鳥獣保護管理法によって規制）

※人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物

＜建物や人等に向かっての銃猟を避けるポイント＞

- ・銃猟の射撃場所、方向等を限定し、着弾可能な範囲に弾丸の到達するおそれのある建物や人等がないようにする。
- ・着弾可能な範囲に人が立ち入らないよう、具体的な措置を行う。

7

令和 6 年度以降の対応

2. 住居周辺において銃猟を行うための条件や判断基準の周知（準備中）

②-3計画 ＜カワウの分散対策＞

☐カワウが捕獲によってストレスを受け、コロニーが分散することを可能な限り避ける。

＜攪乱を避けるポイント＞

- ・成鳥を中心に捕獲する
- ・警戒心の高まりに注意する
- ・ねぐら入りを妨害しないように注意する

☐カワウが移動・分散した場合の影響を低減する。

＜分散対策のポイント＞

- ・攪乱を受けたカワウが移動しても、住居から離れた場所に移動するよう、捕獲場所や営巣妨害等の対策を講じる場所を事前に計画する。
- ・他地域に移動する場合もあることから、捕獲実施中および捕獲後は周辺のコロニーにおけるカワウの増減や新規コロニーの探索を行い、新たな問題が生じていないか、確認する。

8

令和 6 年度以降の対応

2. 住居周辺において銃猟を行うための条件や判断基準の周知（準備中）

③周知・確認

☑捕獲事業の実施は事前に周知し、地域住民等が不意に立ち入らないようにすることが必要
＜事前の周知方法の例＞

- ・道路上での看板の掲示
- ・チラシの配布
- ・HPでの掲示
- ・防災無線による放送
- ・監視・誘導員の設置

☑それでも地域住民等が捕獲場所周辺に立ち入ることに備え、人間の有無は常に監視することが必要

＜地域住民等が捕獲場所周辺に立ち入ってしまう例＞

- ・釣り人が通行止め位置より上流から河川内を歩いて移動する場合
- ・地域住民が散歩等のため、河川内を歩いて移動する場合

☑捕獲場所周辺に人間が侵入していれば、すぐに捕獲作業を中止できる体制を備える。

9

令和 6 年度以降の対応

2. 住居周辺において銃猟を行うための条件や判断基準の周知（準備中）

④捕獲の実施

☑環境整備や役割分担を実施。

- ・捕獲場所に至る作業道や射線を通すための刈り払い。
- ・通行人等が立ち入らないか監視するチームと、実際に捕獲を行うチームを配備。
- ・捕獲チームには捕獲場所や捕獲方向が計画通りか確認するため、補助員を配備。

☑計画した安全管理の着実な実施

- ・捕獲実施日・各作業を実施する時間帯・想定する発射位置や発射方向の共有・厳守
- ・警察との連絡体制の確保、捕獲実施前後の作業状況に関する情報共有

☑捕獲後の個体を適切に処理

- ・捕獲作業終了後、捕獲個体や半矢個体の処理のため、監視チームと捕獲チームが合同で搜索を実施。
- ・捕獲個体の処分施設（ゴミ処理施設等）と調整。
- ・捕獲実施の翌日以降の捕獲個体の回収体制の確保。

10